

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類を鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ	—	亜硝酸根	別表3によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	乾燥いちじく	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品(でんぷんを除く。)	—	シアン化合物	別表1の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タピオカでんぷん中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類	—	シアン化合物	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ	イラン産、トルコ産及び米国産にあつては各々の項によること。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。 ただし中国産ハトムギについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表1の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。
イタリア	非加熱食肉製品(加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イタリア	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	うるち米(粉を含む。)	—	ピリミホスメチル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.20ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。 (注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.04ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	フランゾリドン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フランゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品 (ケツメイシを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
エジプト	キンセンカ(<i>Calendula officinalis</i>)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出者から輸出されたものであって、かつ別途指示カナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品	—	安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」によること。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出されるおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途指示する韓国政府が発行したオキシニク酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシニク酸	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシニク酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工場及び輸出者であって、かつ別途指示する韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめの証明書及び冷蔵ひらめ肉確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。)に限る。	クドア・セブテンブクタータ	別表1の8によること。	平成28年4月27日付け生食監発0427第3号「Kudoa seputempunctataの検査法について」によること。	1.0×10 ⁶ 個を超えるクドア・セブテンブクタータ胞子が検出されるおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途指示する韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査法について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒:0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	キムチ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	トマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮トマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	パプリカ(ジャンボピーマン)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮パプリカを除く。	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮まくわうりを除く。	クロルフェナピル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェナピルが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	—	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
コートジボワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
コロンビア	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	クロロピリホス	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロロピリホスが検出されるおそれがあるため。
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スペイン	うるち米(粉を含む。)	—	テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スリランカ	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
タイ	生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	メタラキシル及びメフェノキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタラキシル及びメフェノキサムが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。	シベルメリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルメリンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴー及び製造者が製造したマンゴー加工品(冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーに限る。)であって、かつ別途指示すタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴー及び製造者が製造したマンゴー加工品(冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーに限る。)を除く。	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途指示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	切り身のセラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表1の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
中国	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものであって、別途指示す中国政府が発行したオキシリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリニック酸	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎バプリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国 政府の証明書が添付されて いるものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表1の5 に、下痢性貝毒については別表1 の6によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法 等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒: 0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出される おそれがあるため。
	あさり及びその加工品	—	プロトリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロトリンが検出され るおそれがあるため。
	蜂の子及びその加工品(簡易な加工 に限る。)	—	オキシテトラサイクリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	オキシテトラサイクリンが残留しているおそれがある ため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	ジフェノコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	チアマトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるチアマトキサムが検出 されるおそれがあるため。
	ハスの種子及びその加工品 (ハスの種子を5%以上含有するもの に限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含 有しているおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあつては、別途指 示する加工企業のほうれん そう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含 む) エンドリン クロルピリホス	別表1の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及 びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業の ほうれんそう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含 む) エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが 検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう(さや用種及びスナッ プエンドウと称されるものに限る。)及 びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	ジニコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジニコナゾールが検出 されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易 な加工に限る。)	—	4-クロルフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超える4-クロルフェノキシ酢 酸が検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油 脂、塩及び塩のみで調味したものを 除く。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイ クラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるた め。
食品 (平成19年7月6日付け食安発第 0706002号(最終改正:平成24年9月 10日付け食安発0910第2号)に示す もの。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるた め。	

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
チリ	キウイー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	フェンヘキサミド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェンヘキサミドが検出されるおそれがあるため。
トルコ	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	乾燥りんご	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ナイジェリア	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	ジクロロボス及びビナレド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロボス及びビナレドが検出されるおそれがあるため。
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出されたごまの種子を除く。	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
	チアシード及びその加工品 (チアシードを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛術第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジフェノコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップブチル メタミドホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップブチル及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シベルメトリン フェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ (注3)	リステリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。ただし、別途指示するものを除く。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。	
別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。		

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フランス	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O145	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O145で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリステリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。
	鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	ナイカルバジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるナイカルバジンが検出されるおそれがあるため。
ブルキナファソ	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
米国	非加熱食肉製品(加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品(加熱せずに食すものに限る。)(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	ビフェントリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるビフェントリンが検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	(1)容器包装に入れられたものについては、別表2によること。 (2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2) ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とする。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	乾燥なつめやし	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品(ピスタチオナッツを10%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
ベトナム	イカ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	フランリドン エンロフロキサシン スルファジアジン	別表1の4によること。	フランリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン、スルファジアジン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フランリドン、エンロフロキサシン及びスルファジアジンが残留しているおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品	—	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表1の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	2, 4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ペルー	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。

(注1) 当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2) 各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも10 μ g/kgを超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3) MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。

$$\text{MFFB (percentage Moisture on a Fat-Free-Basis)} = \frac{\text{チーズの水分重量}}{(\text{チーズの重量} - \text{チーズの脂肪重量})} \times 100$$